

総 発 第 2 8 - 1 0 号
平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日

青森県知事
三村 申吾 殿

使用済燃料再処理機構
理事長 井上 茂

高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物
の最終処分について

使用済燃料再処理機構の業務運営については、青森県の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物については、下記の確約文書を踏まえ、当機構としても、青森県を最終処分地にしないことを確約するとともに、確実に青森県外へ搬出させることを確約いたします。

記

- 平成 2 0 年 4 月 2 5 日付け平成 2 0 ・ 0 4 ・ 2 3 資第 5 号で経済産業大臣が青森県知事に提出した「高レベル放射性廃棄物の最終処分について」の確約文書
- 平成 2 2 年 7 月 1 2 日付け平成 2 2 ・ 0 7 ・ 0 6 資第 4 号で経済産業大臣が青森県知事に提出した「地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について」の確約文書
- 平成 2 0 年 4 月 2 4 日付け平 2 0 広地発第 1 号で日本原燃株式会社代表取締役社長が青森県知事に提出した「高レベル放射性廃棄物の最終処分について」の確約文書
- 平成 2 2 年 7 月 1 3 日付け平 2 2 広地発第 4 号で日本原燃株式会社代表取締役社長が青森県知事に提出した「海外から返還される低レベル放射性廃棄物等の最終処分について」の確約文書